

株式会社海外教育研究所 留学プログラム約款

第1条 (本約款の適用)

- (1) 本約款は、株式会社海外教育研究所（以下「当社」といいます）が提供する留学プログラムおよび教育支援サービス（学習スタイル診断、英会話レッスン、伴走コーチング等を含む。以下総称して「本サービス」といいます）に関する各種サービスの利用に関し、本サービスへの申込みを行う方及びその親権者、法的代理人（以下総称して「申込者」といいます）と当社との間に成立する契約関係に共通して適用される条件を定めるものです。申込者は、本サービスへの申込みをもって本約款の内容に同意したものとみなされます。
- (2) **（料金表の位置付け）** 本約款における「料金表」とは、当社が別紙として定め、当社ウェブサイトに掲載する各費用の金額、適用条件、算定方法を記載した文書をいいます。費用に直接関する事項（各金額、適用期間等）は料金表の定めを優先して適用します。

第2条 (契約の申込みと成立)

- (1) 本サービスに関する申込みは、申込者が当社所定の留学プログラム申込書に必要事項を記載して提出し、かつ第7条第1項に定めるお手続き費用を当社の指定する方法により入金し、当社がその入金を確認した時点で完了します（以下「申込完了時点」といいます）。
- (2) 本サービスに関する契約は、当社が当該申込みの完了および内容を確認のうえ承諾した時点（以下「契約成立時点」といいます）に成立します。

第3条 (申込みの不承諾または契約の解除)

- (1) 当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの申込みを承諾しないか、または既に成立した本サービスに関する契約を解除することがあります。
- (2) 申込者の日本における学業成績その他留学への適性が、当社または留学先機関の定める条件に満たないと判断される場合。
- (3) 申込者が未成年または学生であり、親権者等の法定代理人の同意がない場合。
- (4) 申込者が希望する留学先の定員に空きがない場合、またはプログラムの催行定員に満たない場合など、客観的に留学プログラムの実施が困難または不可能であることが明らかな場合。
- (5) 申込者が希望する留学先または留学時期に関し、所定の申込手続期限までに必要な手続を完了できる見通しがないと当社が判断した場合。
- (6) 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムへの参加に不適切であると当社または留学先機関が判断した場合。
- (7) 本サービスの申込みに関連して、または契約成立までの間に、本約款の定め違反した場合、または違反するおそれがあると当社が判断した場合。
- (8) 申込者が提出書類に虚偽の記載または重大な遺漏があった場合。
- (9) 申込者が、第13条に定める契約解除事由のいずれかに該当する、または該当するおそれがあると当社が判断した場合。
- (10) その他、当社または留学先機関が、留学プログラムへの参加を不適当と認めた場合。

第4条 (本サービスの範囲および提供内容)

- (1) 当社は、本約款に基づき、申込者の希望する留学先への申込みに関する以下の手続代行、ならびに出発前のオリエンテーションや情報提供等、各留学プログラムに定められた範囲の本サービスを提供します。
- (2) 当社は、本サービスの提供により、申込者が希望する留学先へ入学できること、在籍を継続できること、または留学課程を修了できることを保証するものではありません。
- (3) 本サービスに含まれる主な内容： 本サービスには、各留学プログラムの内容に応じて、主に以下の事項が含まれます。ただし、プログラムにより含まれる範囲が異なり、一部サービスは第7条に定める別途料金が必要となる場合があります。
- ア 各種手続代行：
- ①. 入学手続： 各留学プログラムの要件に基づき、留学先機関への入学に関する申込み手続を行います。
- ②. 滞在先手続： 寮やホームステイ等の滞在先について、申込者の希望に基づき申込手続を代行します。ただし、申込者の希望により手配が不要な場合、または留学先に滞在施設が存在しない場合は対象外となります。当社の責によらない事由（受入側の事情、不可抗力等）により滞在先が確保できない場合であっても、当社は責任を負いません。
- ③. 留学費用の支払い代行： 留学先機関等への留学費用（第7条第2項参照）の支払い手続を代行します。申込者は、所定の納付期日までに、当社が指定する金額を当社の指定口座にお振込みください。
- ④. 海外留学保険加入手続の案内・代行： 当社は海外留学保険取扱代理店として、海外留学保険に関する案内、または加入手続の代行を行います。海外の多くの教育機関では留学生に保険加入を義務付けており、万一の事態に備えるためにも、海外留学保険には必ずご加入いただく必要があります。当社を通じて保険手配を行わない場合は、留学先機関または留学先国が定める基準を満たす保険にご加入の上、当社に保険証券の写しをご提出ください。なお、保険料は本サービスの費用には含まれず、別途申込者のご負担となります。
- ⑤. ビザ取得手続の案内・代行： 留学先国でビザが必要となる場合、希望者に対し、当社あるいは提携先機関がビザ申請書類の作成支援または代理申請を行います。ただし、渡航予定日までの期間が短い場合等、状況により代理申請をお引き受けできないことがあります。当社は、申込者が出発予定日までにビザを取得できるよう最大限努力しますが、ビザの取得自体を保証するものではありません。ビザ申請に関する当社または提携先機関のサービスは、あくまで申込み時に依頼された内容に基づき申請支援に尽力するものであり、その後の申請内容や申請要件の変更、ならびにビザ発

給に関する審査結果（許可・不許可）について、当社は責任を負いかねます。申込者の必要書類の不備や提出遅延、ビザ申請に関する質問書や提出書類における虚偽または不備、また当該公館の都合によりビザ発給または渡航先への入国に支障が生じた場合においても、当社は責任を負いません。なお、ビザ申請に必要な申請料その他実費は本サービスの費用には含まれず、別途申込者の負担となり、当社または提携先機関より請求されます。

イ 出発前準備プログラムおよび情報提供： 留学生活を送る上での心構え、必要な手続き、文化、習慣、生活に関する情報、注意事項等について、担当者による個別のアドバイス、必要に応じた案内を行います。

- (4) 教育支援サービス
- アイ 学習スタイル診断（セルフポートレート™等）
- ウ 英会話レッスン（単独または診断とのセット受講）
- エ 伴走コーチング（学習・生活・進路等に関する定期コーチングセッション）
- エ その他、当社が別途定める教育支援プログラム

①. 教育支援サービスの提供条件：

- (イ) 各サービスは、当社が定める回数・期間内に実施されるものとし、申込者の都合により未消化分が生じた場合でも返金はいたしません。
- (ロ) キャンセルまたは日時変更の希望は、原則として前日までに当社所定の方法により通知された場合に限り認められます。当社が合理的理由を認めた場合のみ振替を提供し、利用者側の通信環境その他の技術的トラブルによる不履行については振替を行いません。
- (ハ) サービスは原則としてオンラインにより提供されます。申込者が当社オフィスでの対面実施を希望する場合は、当社と別途協議のうえ決定します。
- (ニ) サービスは、留学に関連する実用的なスキル向上を目的とするものであり、一般的な学力や語学力の向上を保証するものではありません。

- (5) 渡航後のサポート（有料）： 渡航後における留学中のサポートは、各国の当社提携会社が提供する有料サポートとなります（申込プランによる）。このサポートの期間および費用については、料金表をご確認ください。有料サポートに申込されない場合、留学出発をもって当社の直接的なサポート提供義務は終了し、以降の現地校との連絡、手続等については、申込者ご自身で行っていただくこととなります。
- (6) 留学プログラムの具体的な期間は各受入機関が定める期間に準じ、現地到着日および出発日は受入機関のスケジュールに基づき手配されます。

第5条 (告知義務および医療措置)

- (1) 申込者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、家族情報、健康状態その他当社に申込みにあたり提出した情報に変更が生じた場合、速やかに当社に通知する義務を負います。
- (2) 申込者は身体の障害、メンタル疾患や不調、特別なアレルギー、特定の薬の服用が必要な場合等、留学プログラムへの参加に影響を及ぼす可能性のある健康上の重要な事項（既往症も含め）について当社の求めに応じて正確に申告するものとします。必要に応じて医師の診断書や留学承諾書および英文処方箋の提出をお願いすることがあります。
- (3) 留学プログラム参加中に、申込者が疾病その他の事由により医師の診断または加療を必要とする場合、受入機関または当社の判断により、申込者のためと認められる必要な医療措置が取られることがあります。これに係る一切の費用は、申込者の負担となります。

第6条 (必要書類の提出義務)

- (1) 留学手続に必要な書類は、当社が指定する期日までに、指定された言語で正確に記載し、漏れなく当社に提出するものとします。期日までに必要書類の提出がない場合、留学手続に遅延または支障が生じる可能性があり、これにより生じる不利益は申込者の負担とします。

第7条 (諸費用)

- (1) お手続き費用
- ア 本サービスの提供（出願・入学手続等）を開始するために必要な当社の手続費用です。
- イ このお手続き費用には、第4条(1)に定める各種手続代行に係る費用が含まれます。
- ウ 申込み時に当社にお支払いいただき、本サービスの提供が開始された後は、理由の如何を問わず返金されません（留学先機関の契約書または規約に同意しない場合を含みます）。
- エ この費用は次項に定める留学費用には充当されません。
- オ 金額は留学プログラムの種類、出願校数、手配時期等により異なります。具体的金額・条件は別紙「料金表」をご確認ください。
- カ 教育支援サービスに係る費用は、別紙「料金表」に基づきます。受講開始後は、理由の如何を問わず返金いたしません。また受講の有効期限、回数、提供方法（オンライン・対面等）その他条件は、料金表または個別申込書に記載された内容に従います。
- (2) 留学費用
- ア 留学先機関等に直接または当社を経由して支払う、授業料、入学登録料、出願料、教材費、滞在先入金、入寮予約金、部屋代、食費、空港出迎え料、ビザ申請料実費、その他留学期間中に必要となる費用等（以下総称して「留学費用」といいます）です。
- イ 留学費用は、受入が確定した後に算出され、当社または留学先機関等より請求されます。
- ウ 留学費用は、留学先機関等の事情により、予告なしに変更されることがあります。

- (3) 留学中のサポート費用（申込プランにより有料）
ア 留学中のサポート費用は、渡航後、現地において当社の提携する現地サポート会社等が提供する有料サポートサービスに対する費用です。
イ 当該サポートサービスの内容・条件は、以下のとおりとします。
①. サポート期間は、原則として一学年度となります。一学年度の具体的な期間は、留学先の国や学校により異なります（例：北米は約10か月間、オセアニアは約11か月間）。留学期間が一学年度未満の場合は、別途お見積もりいたします。
②. サポート期間は留学先の国への渡航日より開始し、サポート契約期間の満了をもって終了します。ただし、留学期間中に申込者が自主退学した場合、または退学処分を処せられた場合は、その退学日または処分日をもってサポート期間満了となります。
③. サポート費用は、留学先の国・地域、およびプログラム内容により異なります（具体的金額は別紙「料金表」に記載します）。サポート期間が開始された後は、申込者の都合による場合を含め、一切の返金はいたしません。
④. 当サポート利用において、留学前後及び留学中に別の教育機関の研修などに参加する場合、この期間のサポートの申込みが必須となります。
⑤. このサポートに関して、別途「留学中のサポート申込書」を取り交わし署名している場合は、その申込書の規約が優先して適用されます。
- (4) その他の諸費用
ア 上記に含まれない個別事情に応じて発生する費用です。具体的項目・金額・条件は別紙「料金表」をご確認ください。
イ 各国のビザ申請料実費、渡航認証料実費（ETA、ESTA、eTA、NZeTA、UK ETA等）、学校見学等に係る現地での実費についても、別途申込者の負担となります。

第8条 （申込内容の変更手続）

- (1) 契約成立後、申込者の都合により申込内容（留学先機関、プログラム、期間等）を変更する場合、以下の変更手数料をお支払いいただきます。変更手数料は、変更が成立した基準日より異なります。
ア 申込日より起算して8日目にあたる日以前：無料+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用
イ 申込日より起算して9日目にあたる日～渡航後まで：88,000円+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用
- (2) 前項の変更手数料に加え、変更に関し第7条第4項に基づき既に手続を開始している項目の費用、留学先機関、航空会社等が定める変更手数料、海外送金手数料、国内送金手数料等が生じる場合、それらの費用も全て申込者の負担となります。
- (3) 変更にあたっては、留学先機関および関連機関が定める規約に従うものとします。当社の関与し得ないこれらの規約に基づき申込者に生じる費用は、当社の責によらないものとし、申込者の負担とします。
- (4) 第14条第1項アまたはイに定める事由により当初の留学プログラムの実施が不能となった場合で、申込者が留学条件を変更して再度手続を希望するときは、当社は変更手数料を申し受けずに再度手続を行うよう努めます。

第9条 （為替レートとの適用と差額精算）

- (1) 留学費用等請求時の外貨項目については、現地機関から請求書が発行された日以降、申込者への請求書発行日までの期間中のいずれかの日で当社が指定した日における社内レート（当社が指定した日における三菱UFJ銀行のTTSレートの小数点以下第一位を四捨五入した値に一律3円を加算したレート）を基準に日本円に換算し請求します。
- (2) 換算された個別の日本円額については、1,000円単位（1,000円未満四捨五入）で算出します。
- (3) 日本円で請求される項目と、この個別に算出された日本円額を合算した金額を請求総額とします。請求総額については、個別の四捨五入は行いません。
- (4) 原則として為替変動による差額の精算は行いませんが、急激な為替変動が生じた際には、最大差額分を追加で徴収する場合があります。

第10条 （費用の支払い方法と期日）

- (1) 第7条および第8条に定める諸費用は、当社が別途提示する請求書に記載された指定期日までに、当社の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払うものとします。
金融機関：三菱UFJ銀行
支店名：田町支店
口座番号：普通 0028454
口座名義：株式会社海外教育研究所
口座名義（カナ）：カカガ 件ョウイクケンキョウジョ
- (2) 銀行振込手数料は、申込者の負担とします。銀行振込の控えをもって領収書に代えるものとしますが、申込者からの請求があった場合には、当社は正式な領収書を発行します。
- (3) 指定期日までに入金が確認できない場合、留学手続が滞り、希望の出発時期までに手続が完了できない場合があります。これにより生じる一切の不利益は申込者の負担とします。
- (4) 当社の責によらない事由により留学費用等に変更が生じた場合、または留学費用等を概算額で支払っている場合には、確定した金額に基づき、当社の案内に従って速やかに差額の精算または支払先との精算を行うものとします。

第11条 （申込後の取消と返金）

- (1) 契約成立後、申込者の都合により本サービスに関する契約を取り消す場合、以下の取消手数料をお支払いいただきます。
- (2) 契約の取消は、申込者が署名した当社所定の取消書類を当社が受領した時点をもって成立します。電話等による取消しの申し出は無効とします。取消手数料は、取消が成立した基準日より異なります。
ア 申込日より起算して8日目にあたる日以前：無料+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用
イ 申込日より起算して9日目にあたる日～渡航日前日：お手続き費用+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用

ウ 渡航後：事務手数料（33,000円）+現地教育機関が定める規約に則り生じる費用

- (3) 前項の取消手数料に加え、取消に関し第7条第4項に基づき既に手続を開始している項目の費用、留学先機関、航空会社等が定める取消料、海外送金手数料、国内送金手数料等が生じる場合、それらの費用も全て申込者の負担となります。
- (4) 取消に伴う返金は、留学先機関および関連機関から当社へ実際に返金があった金額に限り行います。返金を行う場合、合理的な期間内に三菱UFJ銀行のTTBレートで換算して日本円で返金します。この際の国内外の送金手数料は申込者の負担とします。
- (5) 取消にあたっては、留学先機関および関連機関が定める規約に従うものとします。当社の関与し得ないこれらの規約に基づき申込者に生じる費用は、当社の責によらないものとし、申込者の負担とします。

第12条 （申込者の責による契約終了）

申込者が、指定の期日までに必要書類の提出または留学費用等のお支払いを完了しない場合、留学先機関の契約書または規約に同意しない場合等、当社の責によらない事由により留学手続のサポートが継続できなくなった場合、本サービスに関する契約は終了し、第11条の規定に基づく所定の取消手数料が適用されます。これにより発生する一切の費用および損失は申込者の負担となります。

第13条 （当社による契約の解除）

- (1) 当社は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、催告の上、本サービスに関する契約を解除することがあります。ただし、緊急その他やむを得ない事由がある場合には、催告を要しないものとします。
ア 第10条に定める期日までに必要な留学費用等が支払われない場合。
イ 第6条に定める期日までに必要な書類が提出されない場合。
ウ 申込者が当社に届け出た情報に虚偽または重大な遺漏があることが判明した場合。
エ 申込者が本約款の定めに違反した場合、または違反するおそれがあるとき当社が判断した場合。
オ 申込者の所在が不明となった場合、または1ヶ月以上にわたり申込者との連絡が取れない場合。
カ 疾病その他の事由により、申込者が留学プログラムに参加または続行することが困難または不可能であると当社または留学先機関が判断した場合。
キ 申込者またはその関係者が、他の参加者、当社従業員、留学先機関関係者、または現地住民等に迷惑を及ぼす行為、もしくは留学プログラムの円滑な運営を妨げる行為を行った場合、またはその可能性が極めて高いと当社が判断した場合。
ク 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力であると当社が認めた場合。
ケ 申込者が当社に対し、暴力的または不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動、もしくは暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行った場合。
コ 申込者が風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行った場合。
サ 申込者が、当社、受入れ機関、または提携機関が提供可能なサービスの範囲を超える、または合理的な範囲を超える要求を継続した場合。
シ 当社が知り得ない事由、または当社の責任範囲外の事由に関する事項について、変更または取消にあたって不当な便宜または金銭的便宜を要求した場合。
ス 留学先機関の契約書または規約に同意しない場合。
セ その他、当社の業務上やむを得ない合理的な理由がある場合。
- (2) 前項に基づき当社が契約を解除した場合、第11条の規定に基づく所定の取消手数料が適用され、申込みの取消に伴い発生する一切の費用および損失は申込者の負担となります。

第14条 （免責事項）

- (1) 当社は、以下の各号に例示するような、当社の責によらない事由により申込者が留学プログラムに参加できなかった場合、または渡航先において何らかの損害またはトラブルが発生した場合であっても、責任を負いません。また、これらの事由により生じた一切の費用は、申込者の負担となります。
ア 申込者が希望する学校、コース等に空きがない、または定員に満たず入学または在籍継続ができなかった場合。
イ 申込者が希望する滞在施設に空きがなく、または受入れができず、希望する滞在施設に入居または滞在継続ができなかった場合。
ウ 留学先機関または滞在先の判断により、在籍継続または滞在継続が不可能と判断された場合。
エ 申込者が希望する航空会社、行程、日程での航空券手配ができなかった場合。
オ 第10条に定める支払いを行わなかった場合、または第6条に定める必要書類の提出ができなかったことにより、留学先の確保または航空券の予約ができなかった場合。
カ 通信上の問題、または現地機関の事情により、入学許可証その他の必要書類が期日までに届かず出発ができなかった場合。
キ 申込者の成績や内申書等が、希望する留学先の入学許可基準に達していないため、入学の許可が得られなかった場合。
ク 申込者がパスポートまたはビザを取得できなかった場合、または渡航先国への入国を拒否された場合。
ケ ビザ取得手続に予想以上の時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
コ 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、テロ行為、感染症の蔓延、日本または外国の政府・官公署の命令、陸海空における不慮の事故、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、申込者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。

- サ 火災、交通事故、詐欺、犯罪被害、成績不振、異性関係、個人の生活上の問題、学業上の問題、事故、差別、いじめ、自傷行為、心身の健康状態の悪化等の、申込者個人の事由に起因する場合。
- シ 留学先機関の閉鎖、倒産、規模縮小、移転等の事由。
- ス 本約款の定めに違反した場合。
- セ 渡航後における申込者個人の行動、留学中の滞在国および訪問先の法令、公序良俗、または留学先機関および関連機関等の規則等に違反した場合。
- ソ 留学プログラム参加中の単独行動および別行動時に生じた事故やトラブル。
- タ 車両等の運転に起因する事故やトラブル。当社は、申込者が18歳未満または高校生の場合、自動車やオートバイの所持および運転を推奨せず、これに起因するトラブルについて責任を負いません。
- チ 当社が海外留学保険への加入を推奨または義務付けているにも関わらず、申込者の判断で保険加入を怠ったことに関連して生じる金銭的負担やトラブル。
- ツ 当社が提供する個別の指導サービス（追加のエッセイ添削指導、面接対策指導等）を利用したことによる、留学先への合否の結果。
- テ 教育支援サービスに関して、当社は学習効果、英語力の向上、進学合格、生活改善等の成果を保証するものではありません。
- (2) 前項の免責事由に該当する場合、第7条に定めるお手続き費用、留学費用、その他の諸費用、第8条に定める変更手数料等、既に当社に支払済みの費用については、当社は一切返金する義務を負いません。

第15条 (損害賠償責任の範囲)

当社は、本サービスの提供に関して申込者に損害が発生した場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、責任を負いません。当社の責に帰すべき事由による場合であっても、当社が負担する損害賠償額は、当該申込者から受領したお手続き費用の金額を上限とします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。当社は、当社の責によらない事由により申込者が被った損害については、責任を負いません。

第16条 (プログラム内容の変更)

当社は、留学先機関等から提供される留学プログラムの内容を申込者にご案内しますが、留学先機関等の事情（教育方針の変更、担当者の変更、施設の変更、カリキュラムの変更等）による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更について、当社は責任を負いません。

第17条 (前受金の保全措置)

当社は、申込者から受領した留学に関わる費用のうち、第7条第1項に定めるお手続き費用を除く留学費用について、当社の運営資金および保有財産とは明確に分離し、分別して管理を行います。留学費用は、受入先機関が支払い期日を定めている場合または制度上早期の支払いが必要な場合を除き、原則として留学開始日の90日以上前にお支払いいただくことはありません。

第18条 (守秘義務)

当社は、本サービスの提供を通じて知り得た申込者の個人情報その他守秘されるべき情報について、法令に基づき開示が義務付けられる場合を除き、第三者に漏洩することはありません。ただし、万一の事故対応、または現地での円滑なサポートに備える目的でのみ、申込書記載内容、海外留学保険の契約内容、その他必要な情報を当社の提携する海外サービス機関に対して開示することがあります。

第19条 (個人情報の取扱い)

- (1) **個人情報等の取扱い** 当社は、申込者の個人情報（個人情報保護法第2条第1項に定義されるものをいい、同条第3項に定義される要配慮個人情報を含みます。以下同じ）を、個人情報保護法その他の関連法令に基づき、適切に取り扱います。当社の個人情報保護に関する方針および取扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーをご確認ください。
- (2) **個人情報の利用目的** 当社は、取得した個人情報を、以下の目的のために利用します。(1) 本サービスに関する契約の履行（留学手続、情報提供、緊急時の連絡等）のため。(2) 当社の留学商品および関連サービスのご案内、セミナー・イベント等の情報提供のため。(3) 留学参加後のご意見やご感想の提供のお願いのため。(4) 統計資料の作成等、サービス向上のための分析のため（個人が特定できない形式に加工します）。上記以外の目的で個人情報を取得する場合は、その利用目的をあらかじめお客様に明示します。取得した個人情報は、お客様に明示した利用目的の範囲を超えて利用することはありません。
- (3) **利用目的達成のための開示・提供**（海外への提供を含みます）当社は、第2項に定める利用目的の達成に必要な範囲において、留学先教育機関、現地手配会社、ビザ申請代行機関、保険会社、翻訳業務委託先等（以下、本条において「提供先」といいます）に対し、必要な個人情報を開示または提供することがあります。これらの提供先には、申込者の留学先が所在する国に所在する者を含みます。当社は、個人情報保護法の定めに従い、同意が必要な場合には必要な手続きを行います。
- (4) **個人情報の第三者への提供制限および例外** 当社は、第3項に基づき個人情報を提供する提供先への提供および業務委託先へ提供する場合を除くほか、次に掲げる場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。(1) 法令に基づく場合。(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(5) お客様個人を識別することができない匿名加工情報または統計情報として提供する場合。 特定の人物または特定

の第三者への個人情報の開示を特に希望しない場合は、あらかじめ当社に書面でその旨を申し出るものとします。

- (5) **個人情報取扱いの委託** 当社は、個人情報の取り扱いに関する業務の全部または一部を外部に委託する場合、個人情報保護に関する基準を満たした事業者を選定し、機密保持契約を締結するとともに、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (6) **個人情報の安全管理措置および内部体制** 当社は、保有する個人情報について、管理責任者を選任し、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、当社の従業者に対し、個人情報の適切な取り扱いについて必要かつ適切な教育および監督を行います。当社は、個人情報保護に関する社内規程を定め、継続的にその遵守状況を確認するための監査および見直しを実施します。
- (7) **保有個人情報の開示・訂正等** 当社の保有個人情報に関して、情報主体であるご本人または法定代理人から開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止等の請求があった場合、当社は個人情報保護法の定めに従い、適切に対応します。請求に際しては、所定の手続に基づき、ご本人（または法定代理人）であることを確認するための資料の提示または提出をお願いすることがあります。保有個人情報の開示等のご請求については、当社代表連絡先にご連絡ください。
- (8) **個人情報の漏洩等発生時の対応** 当社は、個人情報の漏洩、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが発生した場合は、個人情報保護法の定めに従い、個人情報保護委員会への報告およびご本人への通知を適切に行います。
- (9) **本条への同意** 本約款にご同意いただくこと、または当社留学プログラム申込書にご署名いただくことにより、本約款および別途定めるプライバシーポリシーに記載の、本条に定める個人情報の取扱いについて同意したものとみなします。

第20条 (裁判管轄)

本約款に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 (約款の変更)

当社は、必要に応じて本約款の内容を変更することがあります。本約款を変更した場合、当社ウェブサイトへの掲載、または当社が適当と判断する方法により申込者に通知します。変更後の約款は、別途定める場合を除き、通知の際に定める期日から効力を生じるものとします。

第22条 (準拠法)

本約款は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第23条 (発効期日)

本約款は、2025年10月1日以降に申込みが完了した全ての留学プログラム契約に適用されます。